

# 国民年金保険料免除制度があります!!

問 岡谷年金事務所 ☎23-3661 または 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合に、保険料の納付が免除・猶予となる保険料免除制度や納付猶予制度があります。（納付猶予制度の対象者は、平成28年7月1日から30歳未満から50歳未満へ拡大されます）

保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、不測の事態が生じたときに障害基礎年金や遺族基礎年金を受けることができない場合がありますので、お早目に申請してください。

平成28年度の免除等の受付は平成28年7月1日から開始され、平成28年7月分から平成29年6月分までの期間を対象として審査します。申請は原則として毎年度必要です。また、申請時点から2年1ヵ月前の月分まで遡って免除申請ができます。（すでに納付済の月を除く）

ご希望の方は、住民福祉課国保年金係（2番窓口）または岡谷年金事務所まで申請をしてください。

## ◎申請手続きに必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号のわかるもの
- ・印鑑
- ・失業を理由とするときは、  
雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票のコピー



## 子宮頸がん検診のお知らせ

問 申込 住民福祉課 保健予防係(保健センター) ☎62-9134

子宮頸がん検診を下記のとおり実施します。申し込みをされた方は受診してください。  
申し込みをされていない方で受診を希望される方は、住民福祉課保健予防係（保健センター）までお申し込みください。

- 【対象者】** 昭和12年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた女性（20～79歳の女性）で、富士見地区・立沢地区・乙事地区・広原地区（境広原含む）の方。  
※妊娠中の方は受診しないでください。

### 【日 程】

期 日	会 場	受 付 時 間
7月 4日(月)	保健センター	午後1時～午後1時30分  〈注意事項〉 *番号札は午後12時30分にお出しします。 *午後1時から「検診の流れ、注意事項等」について説明します。
7月15日(金)		
7月22日(金)		
8月 5日(金)		
8月23日(火)		
8月26日(金)		



**【検診一部負担金】** 1,000円（検診当日お持ちください。）

### ◎健診一部負担金が免除される方(無料の方)

- ①昭和22年4月1日以前に生まれた方（年齢で判断できる為、免除の申請は必要ありません）
  - ②65歳以上で障害の認定により後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方で、免除の申請をされた方
  - ③生活保護法（昭和25年法律144号）の規定による生活保護を受けている世帯に属する方で、免除の申請をされた方
  - ④当該年度分の町民税非課税世帯に属する方で、免除の申請をされた方
- ※一部負担金免除の申請方法につきましては、健診を申し込まれた方に通知いたします。